



シリーズ国保●第4回

市民のみなさんに国民健康保険（国保）の現状をご理解いただくため、シリーズでご紹介していきます。

第4回は保険料の見直しや、知っておいていただきたい国保の手続き等についてです。

市国民健康保険の状況 保険料の見直しとお知らせ

国民健康保険財政の 健全な運営のために

市の国保財政は、保険料収入の減少に加え、高齢化と医療の高度化による医療費の増加により、5年連続で単年度収支が赤字となる非常に厳しい状況にあります。平成24年度には急激な負担増とならない範囲で保険料の引き上げを行いました。それでもなお不足するため、一般家庭の貯金にあたる財政調整基金から約2億9千万円を取り崩し、補っています。この財政調整基金もこのままでは底をつくことから、来年度は保険料を引き上げざるを得ない状況です。ご理解ご協力をお願いいたします。詳しくは今後、広報たかやまなどでお知らせしていきます。なお、最終的な保険料は平成26年7月の本算定時に決定となり、納付義務者（世帯主）へ通知させていただきます。

健康保険の手続きをお忘れなく

（表①）

国民健康保険や国民年金の資格異動があった場合には、必ず2週間以内に届出が必要です。手続きをせず放置されると、保険料が二重納付となったり、遡って保険料がかかり一度に高額な保険料負担が必要になったりします。また、健康保険が負担した医療費を返還していただくこともあります。

親元を離れて進学するとき

国民健康保険加入者が大学や専門学校へ進学するため親元を離れ市外へ転出するときには「学生用保険証」の手続きが必要です。

転出届の際に、①在学証明書、②現在の保険証を持って届け出をしてください。

保険証の有効期間にご注意を！

健康保険を切り替えるときは、新しい保険証の取得日（認定日）を確認してください。その取得日から新しい保険証で医療機関へ受診していただくこととなります。保険証の受け取りが遅れたり、医療機関へ出し忘れたりして、以前の保険証で受診したときは、すぐに医療機関へ保険証が切り替わったことを申し出てください。手続きが遅れると健康保険が負担した医療費の返還を求められることがあります。

保険料の納付には 口座振替が便利です

国民健康保険や国民年金保険料の未納があるために、医療や年金の給付が受けられないこともあります。納め忘れを防ぐために口座振替をお勧めします。申し込みは金融機関または市民課・各支所で受け付けています。

市役所本庁の各窓口 受付時間を延長します

住所異動などが多くなるこの時期、市役所の本庁では、転入・転出等に関係する窓口業務の受付時間を延長します。

期間 ● 3月28日（金）～4月3日（木）
時間 ● 平日の午後7時まで

（3月29日（土）と3月30日（日）は午前9時～午後4時）

開設窓口と受付業務

▼市民課（☎35-3496）

転入・転出手続き、証明書の交付請求、国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の加入や喪失手続き ほか

▼税務課（☎35-3136）

税関係証明書の交付請求、原動機付自転車の新規登録・名義変更・廃車手続き

▼福祉課（☎35-3356）

福祉医療の手続き

▼子育て支援課（☎35-3140）

児童手当・児童扶養手当の手続き

※市民課では、通常の窓口延長業務も併せて実施します。

※他機関の確認が必要な場合や、転入・転出に関係ない業務は取り扱えない場合があります。

※支所では実施していません。

表① 届出が必要となる
主なケース

加入の場合	やめる場合	その他
市外から転入したとき	転出するとき	住所、氏名、世帯主が変わったとき
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険に入ったとき	就業や施設入所のため、市外へ転出するとき
家族が職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	家族が職場の健康保険の被扶養者となったとき	
子どもが生まれたとき	死亡したとき	

※詳しくはお問い合わせください

問合先

市民課
☎35-3495